

(吹野副市長答弁)

寺井議員 1001

作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 子どもの医療費助成について、中学生までの医療費無償化を、他市の例を踏まえ、投資的な視野で実施を検討できないか。

答弁要旨

子どもの医療費助成の拡充につきましては、昨日も田中議員にご答弁申し上げたとおり、ファミリー世帯の転出超過解消を目指す本市にとっての課題と認識しています。

こうしたことから、本助成制度につきましては、財政規律を守りつつ歳入確保や財政構造の改善に努め、「あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクト」後の令和5年度以降の収支見通しや財政目標などを見据える中で、段階的な拡充も含め、効果的かつ持続可能な制度となるよう拡充策を検討してまいります。

以上

(理事答弁)

寺井議員 1002 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 子どもの学力・学習意欲・個性や才能を伸ばすため、塾代助成を進めていくべきではないか。

答弁要旨

本市における教育の支援といたしましては、従前から就学援助費の支給や生活困窮者学習支援事業などを行ってきたところでございます。

塾代助成につきましては、過去、市の事業ではございませんが、市が後援する民間の取組として、経済的に困難な子ども・若者を対象に、学習塾や習い事等に利用できる「子ども・若者応援クーポン」を配付した^{実績}がござい
ます。

子育て世帯の教育費の負担軽減は重要な課題であると認識しており、塾代助成も大阪市をはじめ、近年では千葉市、那覇市、国立市等でも政策導入されるなどその動向については注視しておりますが、多額の費用を要しますことから、引き続き、調査・研究してまいります。

以上

質問要旨

コロナ禍で突発的に生活困窮になる方、社会と繋がりが薄れ自らアクセスできない方、生活保護に負い目を感じ支援が受けられない方へのアウトリーチをどう行っているか。受給に至る前の対策と課題への対応はどうか。

答弁要旨

本市では南北2か所に保健福祉センターを設置し、各センターでは、生活保護に係る相談窓口のほか、生活困窮者に係る相談窓口として、しごと・くらしサポートセンターを設置しており、相互に連携を図りながら、生活困窮者の支援にあたっております。

議員ご指摘のとおり、生活困窮者には、様々な課題を抱える方がおられ、心身の状況等によっては来所による相談が困難な場合がございます。

(次ページへ続く)

そのような場合、民生児童委員や近隣住人などから情報が寄せられた際には、その相談内容に応じて、生活保護担当職員、または、しごと・くらしサポートセンター職員がアウトリーチを実施し、相互の部署が連携を図ることで、生活保護を含めた適切な支援につなげているところでございます。

また、生活保護受給に至るまでの対策としては、生活困窮者自立支援制度に基づき、しごと・くらしサポートセンターにおいては、要支援者に寄り添いながら、就労支援や各種制度の活用等の支援を行っているところであり、生活困窮者が早期に相談につながるよう、社会福祉協議会やハローワークといった関係機関と連携のほか、庁内においては子どもの育ち支援センターや南北保健福祉センター各課の連携を図っているところです。

引き続き、こうした生活保護受給に至るまでの支援についても、鋭意取り組んでまいります。

以上

質問要旨 市として不正受給をどのように捉え対処しているのか。対策として実施し効果を上げていることは何か。課題は何だと捉えているのか。

答弁要旨

生活保護制度が広く市民に信頼される制度となるためには、生活保護の不正受給に対して、適切に対応していくべきものと認識しております。

生活保護の不正受給対策としては未然防止の取組が重要であることから、本市では、保護の開始の際には、収入や資産の売却等に係る申告義務について、「保護のしおり」を示しながら説明するほか、保護受給中においても、訪問活動等を通じた生活状況の把握とともに申告義務の周知を行うなどの取組を進めているところです。

こうした取組により、不正受給による費用徴収決定件数は、平成30年度212件、令和元年度165件、令和2年度137件と年々減少しており、一定の効果を挙げていると考えています。

(次ページへ続く)

また、課題としましては、不正受給は減少してきておりますが、就労収入の未申告などが一定数発生している状況です。引き続き、訪問活動等を充実し、申告義務の周知を図ることによって、不正受給の未然防止に努めてまいります。

以 上

質問要旨 「生活保護適正化ホットライン」を整備していくべきだと考えるが、当局の所見は。

答弁要旨

生活保護適正化ホットラインは、函館市をはじめいくつかの自治体が設置しており、後を絶たない不正受給の情報提供窓口を一元化し、組織的に対応する意図があるものと考えております。

本市では、不正受給への対策として、先ほどご答弁しました未然防止対策のほか、毎年度課税調査による不正受給の発見などと合わせて、情報提供窓口を南北保健福祉センターにそれぞれ設けており、令和2年度の実績は南北保健福祉センター合わせて351件と、既に多くの情報提供がなされています。

不正受給に関する情報が入った場合は、対象者からの聞き取りや課税照会など関係官公署への調査を行うほか、必要に応じて暴力団該当性について警察に照会を行い、悪質な場合には告訴を行うなど、組織として適切に対応を行っているところです。

(次ページへ続く)

ホットラインの設置につきましては、これまでも検討を行ってまいりましたが、寄せられた情報には不正確なものも多く、調査にも一定の限界がある中で、昨年度の情報提供をきっかけとした不正受給の認定は2件にとどまる状況となっております。

こうしたなか、不正受給への対策としては未然防止対策が効果を挙げていることを踏まえますと、現状では、新たにホットラインを設けた体制整備までは考えておりませんが、引き続き、寄せられた情報につきましては、個々にしっかりと調査、対応し不正受給防止の取組みを推進していきたいと考えております。

以上

寺井議員 2001 作成部局 総合政策局 No.1

質問要旨 MaaS をどのように捉えているか。

答弁要旨

MaaS(マース: モビリティ アズ ア サービス Mobility-as-a-Service)は、目的地までの経路上にある移動サービスの検索、予約や決済などがスマートフォン等から一括して行えるサービスで、利便性の向上や移動の効率化が図られ、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和といった様々な課題に有効であると考えております。

ご紹介のとおり、各地で実証実験の取組等がなされているところであり、本市においても今後の検討課題がありますが、その実現には、鉄道やバス等の各事業者におけるキャッシュレス決済に対応するための設備やシステムの導入、各交通事業者と経路検索事業者間における運行情報などのデータの標準化など、課題も多くあるものと認識しております。

以上

寺井議員 2002 作成部局 総合政策局 No.1

質問要旨 電動キックボードを活用した取り組みを検討してはどうか。

答弁要旨

電動キックボードは、個人の新たな移動手段として、気楽に行動範囲が広がること、シェアリング利用を促進することで、移動の利便性や回遊性の向上、EV としてのCO2削減への寄与などが期待されています。

その一方で、議員ご指摘のとおり、法令上は原動機付自転車に定義されており、ヘルメットの着用やナンバープレートなど、法令順守が十分に理解されないまま、歩行者等と接触する事故事例が報道され、警察庁などから注意喚起がなされているところです。

本市における電動キックボードの活用に関しましては、現在、国において、電動キックボード含む多様な交通主体の交通ルール等の在り方について、検討が行われておりますことから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 共益費の回収を市または指定管理者に委託すべきだと考えるが、今後どのように対応していくのか。

答弁要旨

市営住宅において、議員ご指摘のような課題があることは認識いたしております。

そのため、現在、自治会から自治会が抱えている課題や現状の聞き取りと合わせて、既に共益費の徴収制度を実施している先進事例の研究を進めており、指定管理者に委託することも含めて、自治会の方々の負担軽減に繋がる具体的な制度の構築について、検討を進めているところでございます。

以上